

請求書・納品書・見積書押印省略についての FAQ

No.	質問	回答
1 押印省略の対象となるもの		
①	押印省略が可能となるものは何か。	<p>令和8年1月以降に発行される請求書、納品書及び見積書(以下「請求書等」という。)が対象になります。</p> <p><u>《以下は押印省略対象外です》</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令、規則又は要綱等の規定により押印や書面による提出を求めているもの ・委任状や入札書、辞退届
②	押印省略は必須なのか。	押印省略は必須ではありません。従来どおり代表者印を押印して提出いただくことも可能です。
③	補助金の請求書は押印省略の対象になるか。	法令、規則又は要綱等の規定により押印が必須とされている場合、押印は省略できません。詳しくは各補助金担当課にご確認ください。
④	委任状や入札書、辞退届も押印省略可能か。	従来どおり押印が必要です。
⑤	住所や法人の代表者の職氏名も省略できるか。	押印のみ省略が可能であり、住所や法人の代表者の職氏名は原則省略できません。
2 押印省略の方法		
⑥	請求書等の押印を省略する場合の条件は。	<p>請求書等の余白に以下3点を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「発行責任者」の氏名(フルネーム) ・「発行担当者」の氏名(フルネーム) ・連絡先電話番号 <p><u>◎請求内容等について確認のため連絡する必要がありますので、必ずつながる連絡先を記入してください。</u></p>
⑦	発行責任者や担当者の氏名は苗字のみでもよいか。	氏名(フルネーム)の記載が必要です。 <u>苗字のみは不可</u> ですのでご注意ください。
⑧	発行責任者とは誰か。	代表取締役や支店長、営業所長等、請求書等の発行について責任を有する方をいいます。
⑨	発行責任者と担当者が同一の場合は。	「発行責任者及び担当者」とするか「担当者同上(左)」と記載し、同一であることが分かるようにしてください。
⑩	連絡先電話番号は携帯電話番号でもよいか。	<p><u>固定電話の番号を記載してください。</u></p> <p>ただし、固定電話を設置していないときは、携帯電話の番号でかまいません。</p>
⑪	連絡先電話番号の代わりに、電子メールアドレスでもよいか。	<p>電話番号を記載してください。</p> <p>ただし、電話対応が困難である等の事情があるときは、電話番号に加えて電子メールアドレス等を記載していただくこともできます。</p>

⑫	発行責任者や担当者、連絡先電話番号は手書きでもよいか。	手書きでもかまいません。(鉛筆書きや消せる筆記用具での記載は不可です)
⑬	押印を省略した請求書等の「発行責任者」等の記載に不備がある場合は。	不備がある場合は無効となります。
⑭	押印を省略した請求書等を訂正印で修正してもよいか。	押印を省略した請求書等の内容を訂正することはできませんので、再発行をお願いします。 ◎自署して作成された個人・任意の団体の請求書は、フルネームの署名で合計金額以外は訂正できます。 ◎見積書は、提出後に変更・撤回できません。
⑮	市が指定する Web 申請画面(ログフォーム)から請求する場合は。	個人の場合は申請者本人の本人確認書類、法人の場合は商業・法人登記又は代表者本人の本人確認書類写しを申請時に添付してください。 また、法人の場合は申請責任者及び担当者の氏名、連絡先電話番号を入力してください。
⑯	市が導入する電子請求システム(※)を利用して請求する場合は。 ※令和8年1月から(株)インフォマートの電子請求システム“BtoB プラットフォーム”を導入	発行担当者氏名と連絡先電話番号を入力してください。 (入力必須項目になっています)

3 押印を省略した請求書等の提出方法

⑰	FAXによる提出は可能か。	FAXでの提出は不可です。
⑱	電子メールで送信する際のデータ形式に指定はあるか。	PDF形式で添付してください。 PDFは200dpi以上の解像度で作成願います。
⑲	請求書等の内容を電子メール本文に記載してもよいか。	内容を電子メール本文に記載するのではなく、請求書等をPDF形式の添付ファイルにして送信してください。
⑳	押印した書面をスキャナで取り込んだものなど印影のある請求書等を電子メールで提出できるか。また、その場合は、発行責任者及び担当者の氏名、連絡先電話番号の記載は省略できるか。	印影がある請求書等も電子メールで提出できます。 ただし、印影があっても電子メールで提出いただく場合は、「発行責任者及び担当者氏名、連絡先電話番号」の記載が必要です。